

委託業務仕様書

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 契約図書
- 2 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」(三重県のホームページ及び四日市市担当課各課にて縦覧)を準用する。
- 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
- 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。
また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
- 4 三重県業務委託共通仕様書(測量業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、用地調査等業務共通仕様書第2章第12条3・7項、地質・土質業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、設計業務等共通仕様書第1編第1章第1110条第3・4項)に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム(テクリス)へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)へ登録し、「AGRIS登録結果通知」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第4 1 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第5 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(苦情の処理)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 積算条件 令和7改訂版・水道事業実務必携(令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定総括表) ■ その他（設計等業務委託積算歩掛(案)(水道)(令和6年度改訂版)） ■ 単価適用日 令和8年4月1日制定
イ 適用図書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 委託契約書 ■ 設計業務等共通仕様書（三重県） 令和3年11月制定 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和7年11月） □ 三重県公共工事共通仕様書（三重県） 令和6年7月制定 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和7年7月一部改定） □ 四日市市景観計画 平成20年2月22日発行【平成30年2月28日変更】 □ その他（ ）
ウ 業務計画等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 □ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督職員に提出する。 ■ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 □ その他（ ）
エ 成果の提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 ■ 本業務における成果物の提出部数は、（ ■ 5部 □ （ ）部）とする。 ■ 指示する期日までに提出する成果物あり。（業務の進捗により指示する。） ■ 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 □ その他（ ）
オ 工程関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 配水池健全度診断業務委託(仮称) ） □ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） □ その他（ ）
カ 照査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 □ 詳細設計照査要領（国土交通省中部地方整備局 令和4年3月制定） ■ その他（ 別紙特記仕様書に記載 ）
キ 打合せ等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ■ 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。
ク 資料の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ 別紙特記仕様書に記載 ）
ケ 業務条件	<ul style="list-style-type: none"> □ 業務条件は下記のとおりとする。
コ その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市
令和8年4月

特記仕様書

本仕様書は、四日市市上下水道局が発注する「水道施設アセットマネジメント計画作成業務委託」に適用するものである。

1.業務目的

持続可能な水道事業を実現するために、四日市市における水道施設の特性を踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営することを目的として、アセットマネジメントを実施する。また水道施設の強化、安定的な水道水の供給を実現するため、管路耐震化計画、施設整備・更新計画を作成するものである。

2.業務対象

対象事業:四日市市 水道事業

対象地域:四日市市水道事業区域全域

給水人口:約 300,000 人

3.業務内容

3.1 アセットマネジメント計画の作成

将来の水需要を踏まえた今後 40 年間の中期計画(投資・財政)を作成する。

(1)資産の現況把握

アセットマネジメントの実施に用いる現況資産は、以下のとおり整理する。

①管路

委託者が提供する管路台帳(CSV ファイル、shape ファイル)に基づき、資産を整理する。

②施設(土木・建築構造物、電気・機械設備)

「四日市市水道事業基本計画等策定業務委託(平成 30 年 3 月)」で作成した固定資産台帳を用い、事業の進捗を踏まえた時点修正を行ったうえ、資産を整理する。また、同委託で作成した施設リストを更新すること。

■対象とする施設

井戸 43 井、水源地 5 箇所、配水池 27 池の土木・建築構造物、電気・機械設備
導・送・配水管 約 2160km

(2)資産の将来見通しの把握

「(1)資産の現況把握」で整理した資産台帳をもとに、法定耐用年数で更新を行った場合の更新需要を把握する。

(3)優先度を考慮した更新需要の把握

「(1)資産の現況把握」で整理した資産台帳をもとに、委託者が示す以下の整備方針に基づき、今後40年間の優先度を考慮した更新需要を算定し、事業費の平準化を行う。なお、委託者が整備方針を決定する際に適宜助言を行うこと。

①管路

各事業の整備方針(下表参照)に基づき、更新需要を算定する。

事業名称(仮称)	対象管路	整備方針(案)
管路耐震化事業	急所施設・重要施設に接続する管路	リスクマトリクスを活用 重要施設7施設(市役所・病院など)以外の88施設(避難所など)に優先度を設定
鋳鉄管更新事業	・緊急輸送道路に埋設されたすべての導水管・送水管・配水管 ・緊急輸送道路以外に埋設された導水管・送水管・配水本管	委託者の示す年度別計画表による
経年管路更新事業	上記以外の管路	リスクマトリクスを活用 AIを活用した管路劣化診断などを重要度、管種別の経過年数を老朽度として評価し、優先度を設定

②施設(土木・建築構造物、電気・機械設備)

・土木・建築構造物

委託者が別途発注予定の「配水池健全度診断業務委託(仮称)」による既存コンクリート構造物の健全度評価結果や、委託者から提供する他事業体における施設耐用年数の調査結果などを踏まえ、目標耐用年数(鉄筋コンクリート造:70年)の見直しを行ったうえで、更新需要を算定する。

・電気・機械設備

「四日市市水道事業基本計画等策定業務委託(平成30年3月)」における各設備の標準使用年数に基づく整備計画を基に、基準年度のスライドを行うなどの事業の進捗を踏まえた時点修正を行い、更新需要を算定する。

なお、更新需要の算定にあたっては、委託者から提供する施設の規模の適正化等に関する資料(下表参照)を加味して行うこと。また、下表の対策を行った場合の効果額を算定すること。

検討項目(案)	対象施設(案)	検討内容(案)
将来の水需要を踏まえた取水井の最適化	取水井	取水井の水質や取水量等の現状を踏まえ、取水能力の維持工法の調査や再開発の検討
アセットマネジメントの高度化	取水井、水源地	取水量と更新コスト(B/C)を考慮した既存取水井の廃止の検討
		取水・送水ポンプ設備等のダウンサイジングの検討
		取水井の耐震化(更新)の検討
LCCの最小化	取水井、水源地	状態監視保全による設備の長寿命化対策の検討

(4) 財政収支の見通しとの調整

水需要予測を踏まえた財政収支の見通しの検討については、委託者が実施し、検討結果を受託者へ与条件として提供する。なお、水需要予測は委託者が実施し、予測結果を受託者へ与条件として提供すること。

複数のシナリオで財政計算を実施予定であり、受託者は計算結果を踏まえ、一定の水道施設更新の確保施策と財源確保(料金改定率の検討)のバランスを考慮し、更新需要量の調整を行う。各種検討内容について委託者と調整を行うこと。

財政収支の見通しに合わせて調整した更新需要については、令和8年9月中に委託者へ報告すること。

(5) とりまとめ

上記の各検討結果等についてとりまとめ、報告書を作成する。

3.2 管路耐震化計画の作成

(1) 耐震化計画案の作成

「四日市市上下水道耐震化計画(令和7年1月策定)」について、「3.1アセットマネジメント」で示す整備方針に基づき、実施計画を作成する。

①計画期間の設定

計画期間は、令和11～20年度とする。

なお、次項以降の検討内容について、工事路線延長、工事費を集計し、整理すること。また、令和11年度においては、現行計画で想定する事業計画箇所との整合を図ることとし、委託者と調整すること。

②概算工事費の算定

対象となる路線に対して費用関数等を用いて、概算工事費の算出を行う。なお、個別の管路の地下埋設物調査、ルート検討は行わない。

③整備内容の調整

各年度における工事単位設定を行う。設定にあたっては事業費の平準化や事業期間中の耐震化率の推移を考慮し、協議により決定すること。

④平面図及び年次計画表の作成

実施計画期間内の事業計画箇所を把握するため、平面図及び年次計画表を作成すること。

(2) とりまとめ

上記の各検討結果等についてとりまとめ、報告書を作成する。

3.3 施設整備・更新計画の作成

(1) 整備・更新計画案の作成

施設整備・更新計画について、「3.1アセットマネジメント」で示す整備方針に基づき、実施計画を作成する。

①計画期間の設定

計画期間は、令和11～20年度とする。

②概算工事費の算定

過年度の設定額、新規に取得した施設については取得額を基準にデフレータ補正を行う等により概算工事費を算定する。

③整備内容の調整

現地調査および機能診断の実施は行わないため、過年度の調査結果及び委託者からの意見(更新の前倒し、先送り等)を考慮し、協議により決定すること。

(2) とりまとめ

上記の各検討結果等についてとりまとめ、報告書を作成する。

3.4 共通事項

(1) 貸与図書

- ・四日市市水道事業基本計画等策定業務委託(平成 30 年 3 月)
- ・優先度を考慮した更新需要の把握するために必要な資料(管路の整備方針、他事業体における施設耐用年数の調査結果及び施設の規模の適正化等に関する資料など)(令和 8 年 7 月下旬頃に提供予定)
- ・「配水池健全度診断業務委託(仮称)」の中間報告(令和 8 年 8 月下旬頃に提供予定)

(2) 設計協議

設計協議については以下の回数のおりとする。また必要に応じて、対面またはオンライン等のツールを用いて打合せを実施する。

初回打合せ 1回、中間打合せ 2回、最終打合せ 1回

(3) 照査

照査技術者は検討方針、検討の内容に誤りがないよう、照査を行う。

(4) 提出図書

提出する成果品とその部数は次のとおりとする。また、成果品の作成にあたっては、編集方法・製本形式についてあらかじめ発注者と協議すること。

- ① 業務報告書 5冊
- ② 電子媒体(CD-R) 5部
- ③ 議事録等 5部

(5) その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者双方協議によるものとする。

業務内容に著しい変動があった場合は、別途協議する。

以上.